

平成31年度
富岡土木事務所概要
～ 双葉郡の未来を共に創るために ～



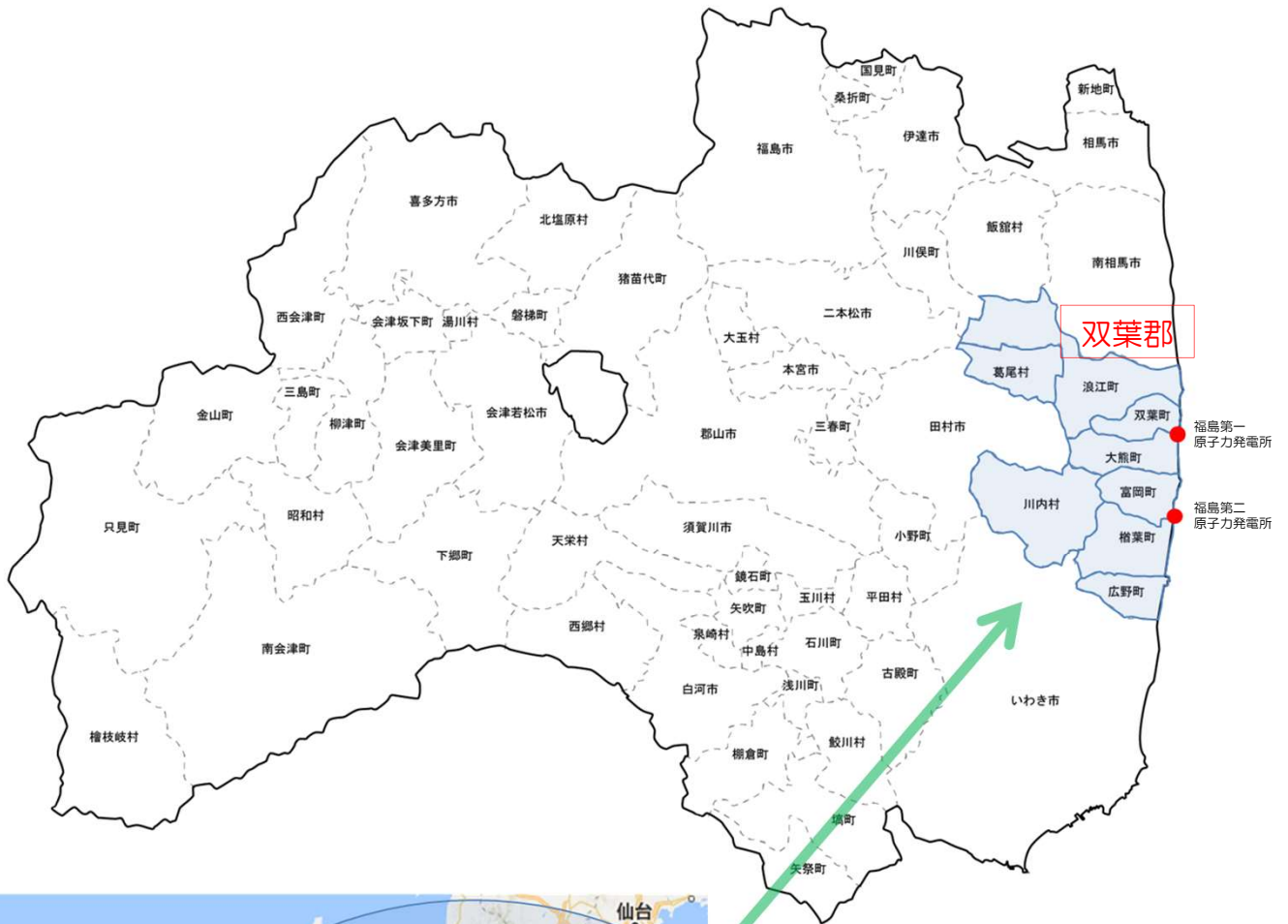
楢葉町 広野小高線（天神工区） 平成31年度完了予定

平成31年4月
福島県富岡土木事務所

目 次

1. 位置	1
2. 避難指示区域の状況	2
3. 東日本大震災の被災状況と災害復旧事業の進捗状況	3
4. 平成31年度業務運営方針と組織運営方針	4
5. 津波被災地の復旧 広野町	6
被災の状況	8
被災地の今	10
6. 津波被災地の復旧 楢葉町	12
被災の状況	14
被災地の今	15
7. 津波被災地の復旧 富岡町	16
被災の状況と今	17
8. 津波被災地の復旧 大熊町	18
被災の状況	19
9. ひろの防災緑地（広野町）	20
10. 公共土木施設の維持管理	22
11. 木戸ダムの管理	23
12. 平成31年度予算の規模	24
13. 管理施設の概要	25
14. 行政機構図と職員数	26
15. 事務所の沿革	27
<参考> 避難指示区域の変遷	28

1. 位置



双葉郡

福島第一
原子力発電所
福島第二
原子力発電所



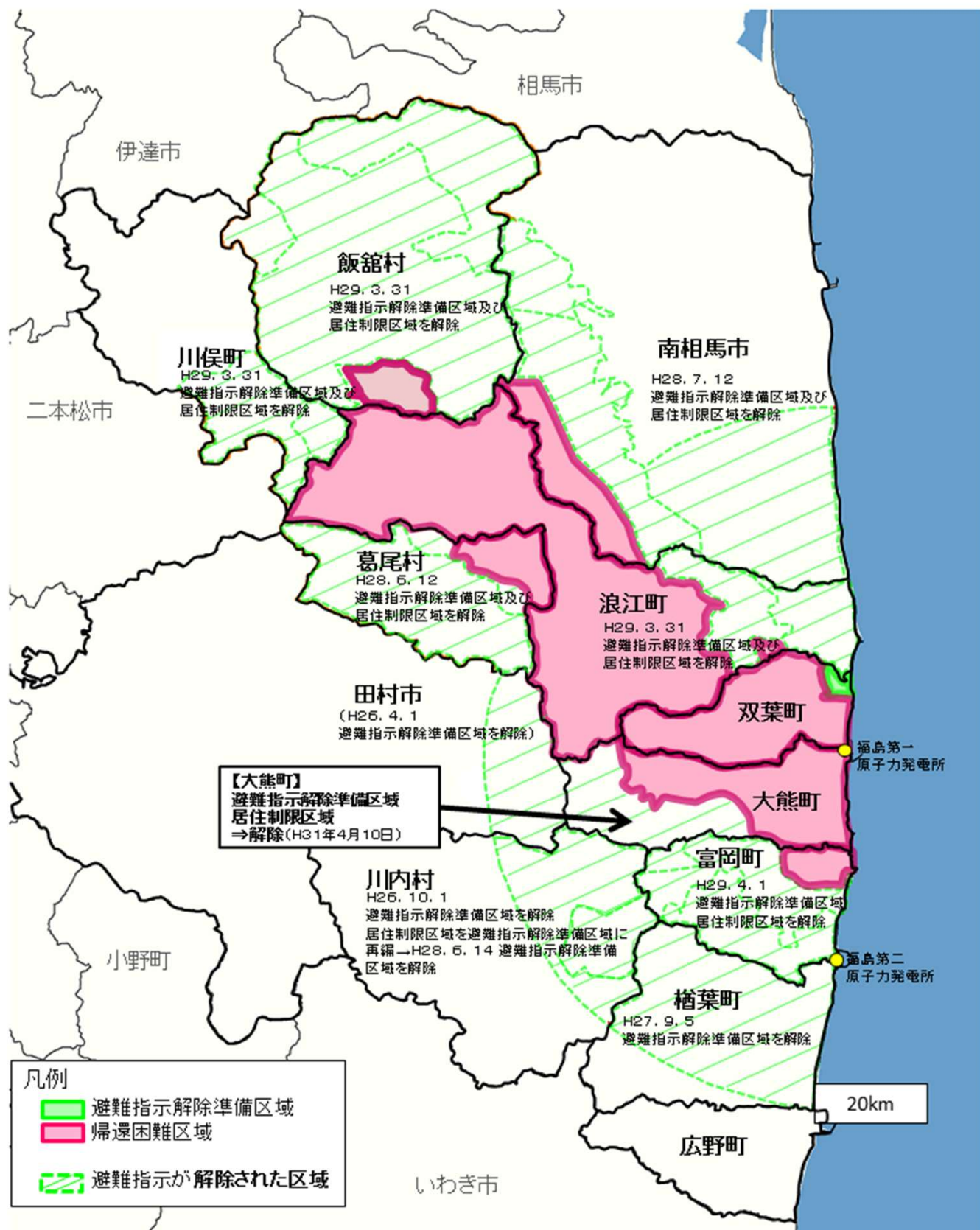
管轄している双葉郡の状況

福島県は、東北地方の最南端に位置し、東京からおおよそ250km圏内にあります。

双葉郡は、福島県の沿岸域にあり、8つの町村で構成されています。

また、管内には福島第一、第二原子力発電所が立地しており、今なお帰還困難区域等があることなどから、多くの方々が避難を余儀なくされています。

2. 避難指示区域の状況



3. 東日本大震災の被災状況と災害復旧事業の進捗状況

■ 人的被害の状況

町村	(人)				行方不明者
	直接死	死者 関連死	死亡届	合計	
広野町	2	44		46	1
檜葉町	11	138	2	151	
富岡町	18	419	6	443	
川内村		97		97	
大熊町	12	122		134	
双葉町	17	147	3	167	1
浪江町	151	419	31	601	
葛尾村		39	1	40	
合計	211	1,425	43	1,679	2

■ 避難指示区域の状況

区域区分	避難指示区域を有する町村
帰還困難区域	浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、葛尾村（南相馬市、飯館村は相双建設事務所管内）
居住制限区域	—
避難指示解除準備区域	双葉町

← 福島県災害対策本部「平成23年東北地方太平洋沖地震による人的被害」（平成30年3月26日現在）

■ 住民の帰町（村）状況

（町村HPより）

町村	人口 (A)	町(村)内 居住人口(B)	帰町(村)率 (B/A)	備考
広野町	4,808	4,194	87%	H31.4月現在
檜葉町	6,892	3,729	54%	H31.4月現在
富岡町	13,069	826	6%	H30.12月現在
川内村	2,677	2,165	81%	H30.9月現在
大熊町	10,336	調査中	調査中	H31.4月現在
双葉町	5,974	—	—	H31.4月現在
浪江町	17,404	1,008	6%	H31.4月現在
葛尾村	1,412	320	23%	H31.4月現在
合計	62,572	12,241	19%	

■ 災害復旧事業の進捗状況

	全箇所数	(平成31年3月末現在)					
		完了済	率(%)	着手済	率(%)	未着手	率(%)
橋梁	3	1	33%	0	0%	2	67%
道路	85	76	89%	4	5%	5	6%
河川	22	17	77%	4	18%	1	5%
海岸	15	9	60%	3	20%	3	20%
計	125	103	82%	11	9%	11	9%

4. 平成31年度 業務運営方針と組織運営方針

I 業務運営方針

基本方針

- ◇地域の安全と安心を回復するため、復旧・復興事業の早期完成を目指す。
- ◇居住環境を保全するため、一歩先を行く積極的な維持管理を実施する。

主要な業務運営目標

1. 復旧・復興事業の推進

広野町：北迫川災害復旧事業を平成31年度に完成させ、全ての事業を完了とする。

檜葉町：井出川災害復旧事業を平成31年度に完成させる。
広野小高線道路改築事業は、部分的に供用を図り平成32年度に町内の全区間を供用させ、全ての事業の完了とする。

富岡町：紅葉川災害復旧事業を平成31年度に完成させる。
毛萱仏浜地区海岸災害復旧事業、富岡川河川改修事業、広野小高線道路改築事業は平成32年度に完成させ、全ての事業を完了とする。

大熊町：熊川及び熊川地区海岸、広野小高線の災害復旧事業は、津波による不明者の搜索活動や町の土地利用計画に配慮しつつ、平成34年度の完成を目指す。

浪江町：落合浪江線については、災害復旧事業と災害防除事業を進捗させ、平成31年度に交通不能区間を解消する。

2. 適切な維持管理

特定復興再生拠点区域や特別通過交通の対応、帰還した住民からの要望、除染廃棄物等の輸送車両増加に伴う影響等を踏まえ、一歩先を行く積極的な維持管理を実施する。

木戸ダムによる適切な治水管理を行うとともに、放射性物質による利水者の不安を解消するため、水質モニタリング調査やダム見学を丁寧に実施する。

II 組織運営方針

基本方針

- ◇原点に立ち返り、組織一丸となって適切に事務を執行する。
- ◇職員一人一人が健康で充実した生活を送るため、働き方改革を推進する。

主要な組織運営目標

1) 組織のマネジメントを進化

①原点に立ち返る

「人としての原点」「仕事の原点」「技術の原点」に立ち返り、職員一人一人が業務の責任を改めて認識し確実に事務を執行する。

②事務所全体が一丸となった組織運営

事務執行上の課題解決や、課を跨いだ横断的なサポートを的確に行うため、課長職以上による組織運営会議において丁寧な議論を重ね、事務所一丸となって組織運営に努める。

③チームマネジメントの実践

課としての業務目標を達成するため、良質なコミュニケーションを図り、課長を中心としたチームマネジメントを実践する。

④若手職員の育成

主査以下の職員のうち、業務経験が3年未満の職員が約6割を占めているため、職員の性格や個性、適性等を理解し、助言する言葉の質やタイミング等に配慮しながら職員を育成し、業務目標の達成を目指す。

2) 働き方改革戦略プロジェクトの推進

職員が健康で充実した生活を送るため、働き方改革を推進する。

戦略1 意識改革

残業せずに期日までに業務を完了させるためには、時間の使い方を工夫する必要があることを事務所全体で認識する。

戦略2 職場環境改革

働く時間のロスを無くすため、執務環境の改善、データや資料の最適化等を図り、最短で業務を遂行できる環境を整える。

戦略3 業務改革

年間の業務スケジュールに基づき、課員が作成した「月間やるべき仕事リスト(タスクリスト)」を課内で共有し互いに助言しながら進捗を管理する。

5. 津波被災地の復旧 広野町



箇所名	事業名	工事概要	完了年度
夕筋地区海岸	災害復旧	南工区 L= 0.1km TP+6.2m	H26年度完成
		北工区 L= 0.2km TP+6.2m	H29年度完成
折木地区海岸	災害復旧	南工区 L= 0.2km TP+8.7m	H28年度完成



広野駅東地区イメージパース



平成29年3月



箇所名	事業名	工事概要	完了年度
浅見川	災害復旧	左岸 L= 0.7km TP+8.7m	H28年度完成
北迫川	災害復旧	右岸 L= 0.5km	H28年度完成
		左岸 L= 0.5km	H29年度完成
		上流 L= 0.1km	H31年度予定
下北迫地区海岸	災害復旧	消波堤 L= 1.0km	H27年度完成
		堤防 L= 0.1km TP+8.7m	H30年度完成
広野小高線	社総交	桜田交差点 L= 0.1km	H26年度完成
	復興交	下浅見川工区 L= 1.7km	H28年度完成
	社総交	下北迫工区 L= 1.6km	H27年度完成
ひろの防災緑地	復興交	L= 2.0km A= 9.4ha	H28年度完成

被災の状況（広野町）





被災地の今（広野町）





6. 津波被災地の復旧 檜葉町



箇所名	事業名	工事概要	完了年度
山田浜地区海岸	災害復旧	L= 0.6km TP+8.7m	H29年度完成
前原地区海岸	災害復旧	L= 0.4km TP+8.7m	H29年度完成
井出地区海岸	災害復旧	消波堤 L= 1.1km	H28年度完成
		堤防 L= 0.6m TP+8.7m	H30年度完成
山田川	災害復旧	L= 0.7m	H29年度完成
木戸川	災害復旧	右岸 L= 1.1km	H29年度完成
井出川	災害復旧	L= 0.4km	H31年度予定
広野小高線	社総交	天神工区 L= 2.7km	H31年度予定
		井出工区 L= 2.1km	H32年度予定



箇所名	事業名	工事概要	完了年度
波倉地区海岸	災害復旧	消波堤 L= 0.2km	H27年度完成
		堤防 L= 0.3km TP+8.7m	H30年度完成
広野小高線	社総交	波倉工区 L= 3.4km	H32年度予定



被災の状況（櫛葉町）

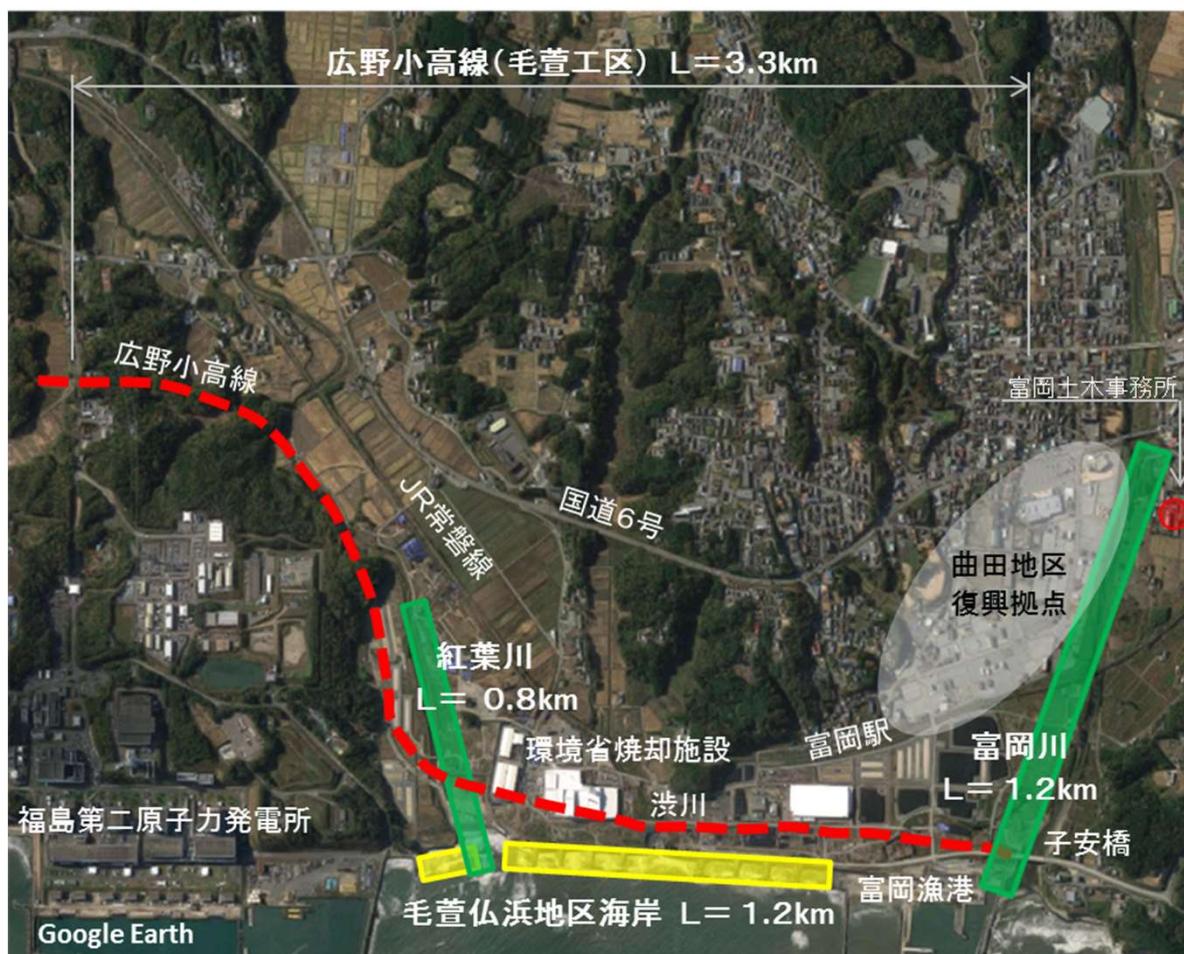


被災地の今（櫛葉町）

波倉地区海岸



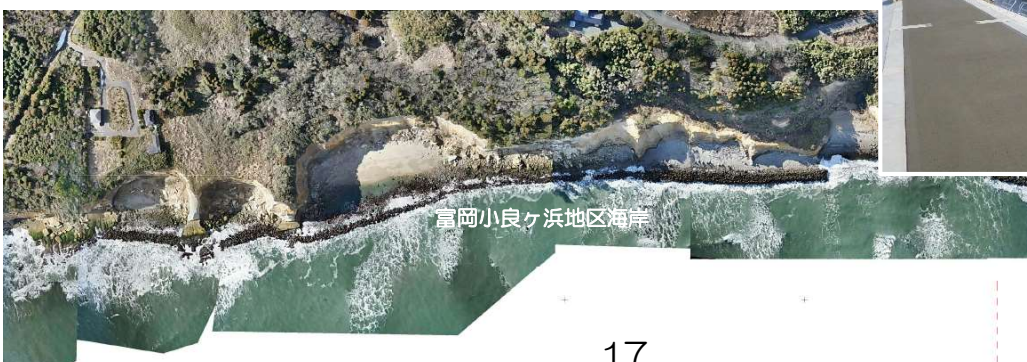
7. 津波被災地の復旧 富岡町



箇所名	事業名	工事概要	完了年度
毛萱仏浜地区海岸	災害復旧	L= 1.2km TP+8.7m	H32年度予定
紅葉川	災害復旧	L= 0.8km	H30年度完成
富岡川	災害復旧	L= 1.2km	H32年度予定
広野小高線	社総交	毛萱工区 L= 3.3km	H32年度予定



被災の状況と今（富岡町）



8. 津波被災地の復旧 大熊町

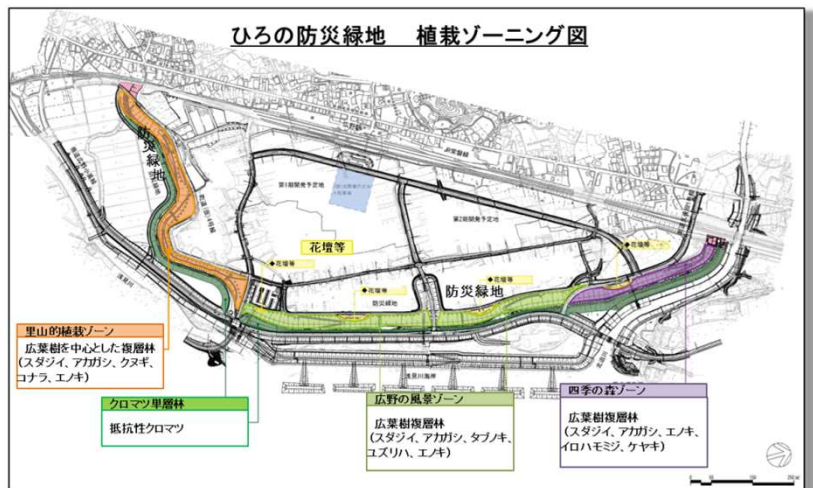


箇所名	事業名	工事概要	完了年度
熊川地区海岸	災害復旧	L= 0.7km TP+7.2m	H34年度予定
熊川	災害復旧	L= 0.4km	H34年度予定
広野小高線 (小入野橋)	災害復旧 (橋梁)	L=21m	H33年度予定
広野小高線 (喰津沢橋)	災害復旧 (橋梁)	L=36m	H32年度予定
広野小高線 (愛宕橋)	災害復旧 (橋梁)	L=21m	H32年度予定
広野小高線 (久麻川)	災害復旧	L=0.7km	H31年度予定
広野小高線 (東平)	災害復旧	L=0.3km	H31年度予定
広野小高線 (東台)	災害復旧	L=0.3km	H31年度予定
夫沢川	災害復旧	L= 0.1km	H30年度災害査定
夫沢地区海岸	災害復旧	L= 0.3km TP+7.2m	H30年度災害査定
大熊小良ヶ浜地区海岸	災害復旧	L= 0.6km	H30年度災害査定

被災の状況（大熊町）



9. ひろの防災緑地（広野町）



ひろの防災緑地は、地域の方々とワークショップを重ねながら施設の配置計画を策定しました。

工事竣工後は、県、広野町、ひろの防災緑地サポーターズクラブと協定を結び三位一体となった利活用と維持管理を行います。



平成28年3月5日 植樹祭

全国から500名を超える方々が集い、苗木の一部を植樹していただきました。
現在、防災緑地には60,000本の苗木が植樹してあります。



どんぐりプロジェクト

広野小学校の児童に、防災緑地に植えるどんぐりの苗木を育てていただきました。



平成29年1月 広野ふる里マラソンの選手控え場所として防災緑地を活用しました。



平成28年10月 ひろの健康ウォークの給水所として防災緑地を活用。サポーターズクラブのメンバーにお手伝いいただきました。

10. 公共土木施設の維持管理



イベント支援



11. 木戸ダム管理



日常点検と観測

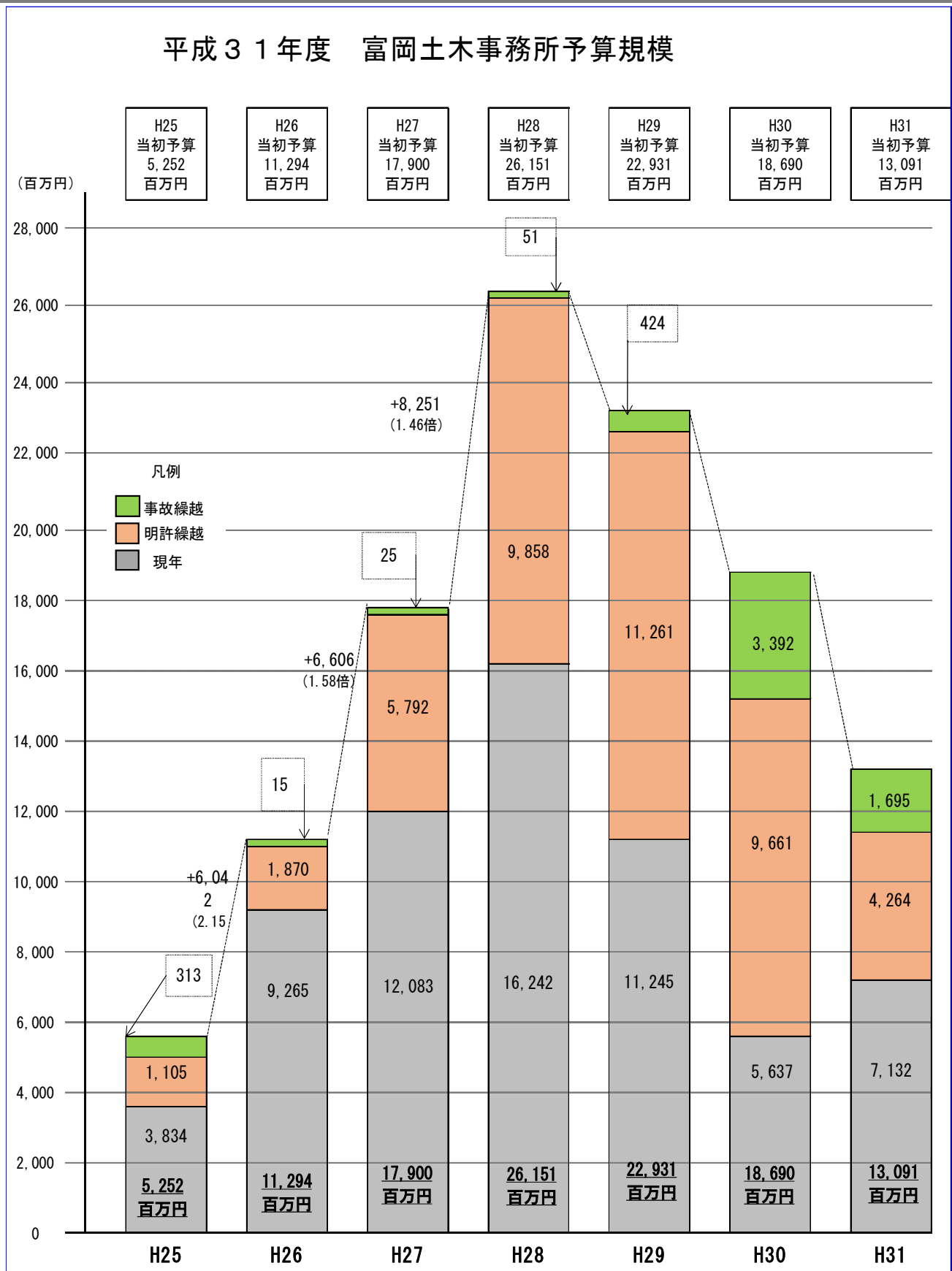


木戸ダムカヌー体験会の様子 (平成30年11月4日)



ダム見学会の様子

12. 平成31年度予算の規模



13. 管理施設の概要

<道路>

区分	路線数	実延長(km)
国道	4	88.4
主要地方道	8	95.2
一般県道	24	190.7
合計	34	374.3

<河川>

区分	水系数	河川数	延長(km)
一級	—	—	—
二級	12	37	337

<ダム・砂防指定地等>

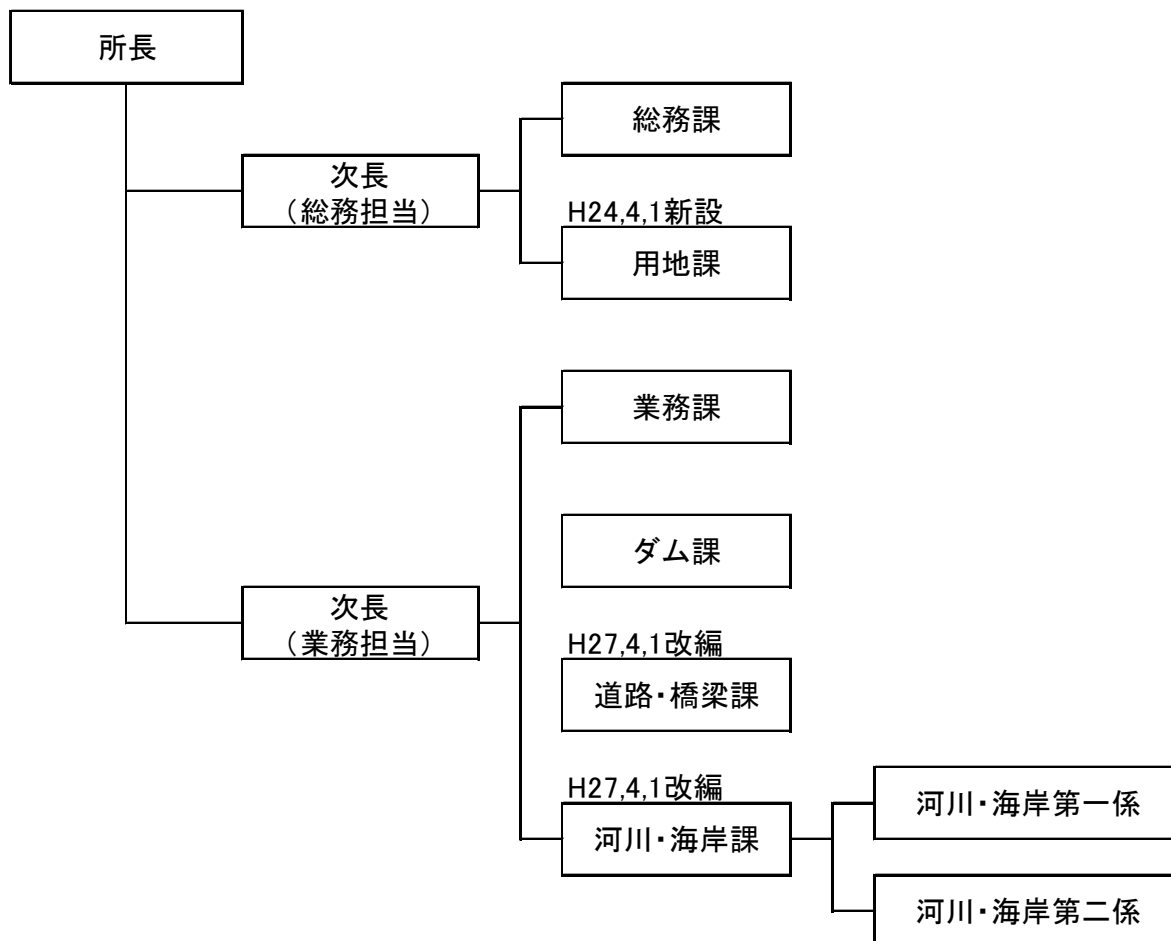
区分	箇所数
多目的ダム	1(木戸ダム)
砂防指定地	46
急傾斜崩壊危険区域	14
地すべり	—

<海岸>

区分	海岸数 (地区海岸)	海岸線延長 (km)	保全延長 (km)
国土交通省 (水管理・国土保全局)	26	29.7	17.6
国土交通省 (港湾局)	—	—	—
農林水産省 (水産庁)	3	3.3	2.0
農林水産省 (農村振興局)	9	9.2	9.2
合計	37	42.2	28.8

14. 行政機構図と職員数

行政機構図 職員数



◆職員数の推移

(震災時)	16名 (嘱託員・臨時事務補助員4名)
(平成23年3月28日)	12名で業務再開)
平成23年5月 1日	10名
平成23年6月 1日	6名
平成23年9月 1日	8名
平成24年4月 1日	19名 (嘱託員・臨時事務補助員1名)
平成25年4月 1日	30名 (嘱託員・臨時事務補助員2名)
平成26年4月 1日	39名 (嘱託員・臨時事務補助員8名)
平成27年4月 1日	39名 (嘱託員・臨時事務補助員9名)
平成28年4月 1日	38名 (嘱託員・臨時事務補助員8名)
平成29年4月 1日	39名 (嘱託員・臨時事務補助員5名)
平成30年4月 1日	37名 (嘱託員・臨時事務補助員7名)
平成31年4月 1日	36名 (嘱託員・臨時事務補助員7名)

15. 事務所の沿革

年	出来事
明治27年	「東部土木監督部」設置
明治38年	(陸前浜街道開鑿のため設置)
大正10年	「富岡土木監督所」に改称
昭和9年	富岡町大字小浜字月に下7番地に庁舎新築落成し、双葉郡役所から移転
昭和29年	11月1日、町村合併により、管轄区域が6町2村となる
昭和30年	9月行政機構改革により「富岡土木事務所」と改称
昭和37年	2月規模拡大のため、富岡町大膳原に庁舎新築移転
昭和44年	行政機構改革により「原町建設事務所」に統合再編され、双葉郡内の維持管理を主体とする機関として存置(准公所)
昭和55年	富岡町小浜533番2に富岡合同庁舎が落成し移転
平成15年	FF型行政組織の導入に伴い係が廃止され、グループ制となる
平成20年	FF型行政組織の見直しに伴い、グループ制が廃止され課制となる 木戸ダムの竣工に伴い、ダム課を設置
平成23年	3月11日東日本大震災 原子力災害に伴う避難指示により、事務所をいわき建設事務所、三春土木事務所、いわき合同庁舎に移動
平成24年	「緊急時避難準備区域」の解除をうけ、広野町公民館に事務所を移動する 津波被災地の復旧・復興のため、用地課を設置
平成25年	津波被災地の復旧・復興のため、復旧・復興課を設置 7月JR広野駅東側の仮設庁舎に移転
平成27年	復旧・復興課の一課体制から道路・橋梁課、河川・海岸課の2課体制となる
平成29年	4月1日富岡町の避難指示区域見直しにより、富岡町の合同庁舎に帰還

避難指示区域の変遷

注1) 福島復興ステーションのデータを一部加工し掲載
注2) 経済産業省HPのデータを掲載

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故により、原子炉の損傷や放射性物質の放出・拡散による住民の生命・身体の高危険を回避するために、国は原発事故直後から避難指示を発出した。事故の深刻化に伴い徐々に避難指示区域が拡大。

日時		区分	指示内容
平成23年3月11日	19時03分	福島第1	原子力緊急事態宣言発令
	20時50分	福島第1	県が半径2km圏内に避難指示
	21時23分	福島第1	国が半径3km圏内に避難指示 国が半径10km圏内に屋内退避指示
平成23年3月12日	5時44分	福島第1	国が半径10km圏内に避難指示
	7時45分	福島第2	原子力緊急事態宣言発令 国が半径3km圏内に避難指示 国が半径10km圏内に屋内退避指示
	17時39分	福島第2	国が半径10km圏内に避難指示
	18時25分	福島第1	国が半径20km圏内に避難指示
平成23年3月15日	11時00分	福島第1	20～30km圏内に屋内退避指示

平成23年4月22日に、緊急時の被ばく状況で放射線から身を守るための国際的な基準値(年間20～100ミリシーベルト)を参考にしながら、3つの避難区域を決定。

警戒区域

第1原発から20km圏内で、例外を除いて厳しく立ち入りを制限した地域。

計画的避難区域

第1原発から半径20km圏外で、居住し続けた場合に放射線の年間積算線量が20ミリシーベルトに達する恐れがある地域で、区域の指定から約1か月の間に避難のため立ち退くことを求めた区域。

緊急時避難準備区域

第1原発から20～30km圏内で、いつでも屋内退避や避難が行えるように準備をしておくことを求めた区域。

避難区域の状況(平成23年4月22日時点)



避難区域の状況(平成23年9月30日時点)



避難区域の状況(平成24年4月1日時点)



出典:経済産業省作成の資料をもとに福島県が加工したもの

“警戒区域”や“計画的避難区域”以外でも、風向きや地形によって、事故後1年間の積算線量が20ミリシーベルト以上になると予想された地域(ホットスポット)もあって、そのような区域は“特定避難勧奨地点”として、国が避難を促した。

(平成26年12月28日に全て解除)

その後、原子炉の状況や放射線量の調査結果から安全を確認して、住民の生活環境の復旧目途(復旧計画)が決められたので、“緊急時避難準備区域”は解除された。

(平成23年9月30日)

原子炉が冷却停止状態であることがわかると、住民の帰還に向けた環境整備と、地域の復興再生を進めるため、“警戒区域”と“計画的避難準備区域”の一部を年間積算線量の状況に応じて、更に3つの区域に見直し。(平成24年4月1日)

年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実と確認された区域は、住民の方が帰れる準備をするため“避難指示解除準備区域”とし、区域の中への立入りが柔軟に認められるようになり、住民の一時帰宅(宿泊は禁止)や病院・福祉施設、店舗等の一部の事業や営農が再開できるようになった。

年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがある、引き続き避難の継続が求められる地域は“居住制限区域”とし、住民の一時帰宅や、道路などの復旧のための立入りができるようになった。

年間積算線量が50ミリシーベルトを超えて、5年間たっても年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれがある区域は、“帰還困難区域”として、引き続き避難を徹底。

避難区域の状況(平成27年9月5日時点)



避難指示区域の見直しにより、“警戒区域”や“計画的避難区域”は、「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」のいずれかに見直された。

その後、除染等の実施により、避難指示区域の解除が行われた。

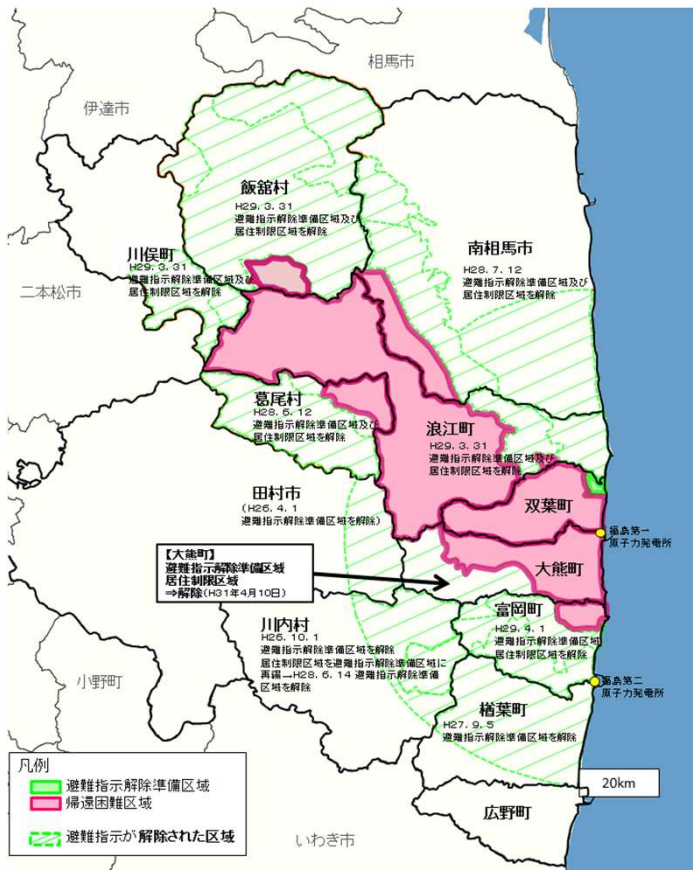
【避難指示解除準備区域】

避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確認であると確認(各市町村の初回の区域見直し時は平成24年3月時点の当該線量を基に確認)された地域。

【居住制限区域】

避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあると確認(各市町村の初回の区域見直し時は平成24年3月時点の当該線量を基に確認)された地域。

避難区域の状況(平成31年4月10日時点)



【帰還困難区域】

事故後6年間を経過してもなお、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域です。平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域が相当。



震災直後の富岡土木事務所執務室
2011/03/11 14:54

《土木部復興理念》

- ★ 復旧・復興を成し遂げること、それが私たちの「使命」
- ★ 山積する課題に立ち向かうこと、それが私たちの「挑戦」
- ★ 子供たちの未来を切り拓くこと、それが私たちの「責任」
- ★ ふくしま復興の軌跡を残すこと、それが私たちの「誇り」

平成31年度 富岡土木事務所スタンダード

【外部スタンダード】

○私たちは、双葉郡の未来を共に創ります。

【内部スタンダード】

1. 元気に笑顔であいさつしよう。
2. 心身の健康管理に気をつけよう。
3. 全てにおいて安全・安心を優先しよう。
4. お互いに助け合い、想いやりをもって行動しよう。
5. 時間の使い方を工夫し、日々、充実した生活を送ろう。

【福島県富岡土木事務所】

〒979-1111

福島県双葉郡富岡町小浜553-2

執務室1(1階)

総務課……………Tel 0240-23-5529 Fax 0240-25-8275

業務課……………Tel 0240-23-5558 //

ダム課……………Tel 0240-23-5559 //

執務室2(2階)

用地課……………Tel 0240-23-5543 Fax 0240-25-8276

道路・橋梁課……Tel 0240-23-5561 //

河川・海岸課…(第1係)

Tel 0240-23-5562 Fax 0240-25-8357

(第2係)

Tel 0240-23-6836 //

ホームページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41371a/tomiokadoboku.html>

Facebook

<https://www.facebook.com/tomiokadoboku>



町民の帰還を待つ桜（富岡町夜の森）